

第1号様式（第35条の3関係）

(表)

8センチメートル

第 号

道路運送法第43条の3第1号及び第2号の規定による業務に従事する
適正化事業指導員の身分証明書

写	氏 名
真	

年 月 日生
年 月 日交付

〇〇運輸局長指定
旅客自動車運送適正化事業実施機関 印
名 称

6センチメートル

(裏)

道路運送法抜すい

第43条の3 適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業
(以下「適正化事業」という。)を行うものとする。

(1) 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの
法律に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者に対す
る指導を行うこと。

(2) 旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業を經
営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

道路運送法施行規則抜すい

第35条の3

3 適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たつて
は、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、こ
れを提示しなければならない。

